

廃棄物インスペクター研修実施機関及び研修コースに関する基準

1. 適用範囲

1.1 この文書は、一般社団法人日本環境適正推進協会（以下、「本会」という）が運用する「廃棄物インスペクター登録制度」において、登録要件を満たすために必要な研修（以下、「認定コース」）内容並びに当該認定コースを実施する機関（以下、「研修機関」）に係る基準を定めるものである。

1.2 本基準は、本会が、認定コースの適格性と信頼を担保するために、「研修機関」の適格性認定に使用することができる。

2. 研修機関の基本要件

本会の設立趣旨及び理念に賛同し、研修機関としての適格性を示すことにつながる組織運営に係るマネジメントシステムを構築し、PDCA サイクルが適切に回っていることを立証できること。

3. 認定コースの構成

認定コースは以下の3つの要素で構成される。

- ・ 講師による講義
- ・ 受講者が主体的に活動する演習並びにグループ活動
- ・ 筆記試験

4. 研修内容

認定コースは、廃棄物インスペクターにとって必須である次の科目に関する理解を促進する内容であること。

- ① 産業廃棄物処理情報の把握
- ② 委託契約書の締結
- ③ 産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）の運用、交付等状況報告書の作成
- ④ 現地における処理状況の確認

4.1 研修時間

研修時間は、昼休み等の休憩時間を除き12時間以上とする。

筆記試験の時間は研修時間には含まない。

4.2 受講者数

1名の講師がコースを運営する際の最大人数は30名とする。

4.3 コース運営方式

コースの運営は、受講者の理解の促進を促すための演習、グループワークなど工夫が随所に織り込まれた受講者参加型のコースとし、講師が講義形式で行う時間は、全体のコース時間のうち50%を超えることはできない。

4.4 カリキュラム設定

前記の4つの科目について、「わかるようになること」、「出来るようになること」を下記のように定め、その目標を達成できるように研修カリキュラムを定めること

【わかるようになること】

- 廃棄物処理再生と資源循環に関する法律の調べ方がわかる
- 企業の廃棄物処理再生の業務フローに際しての管理ポイントがわかる
- 企業の廃棄物処理再生の委託業務に際しての業者選定の基準点がわかる

【できるようになること】

- 法令遵守の視点で企業の廃棄物処理再生の業務フローを確認できる
- 企業の廃棄物処理再生の委託業務に際して報告書の作成ができる
- 委託先において関係の法令条例で求められる現地確認の要件を解説できる
- マニフェスト、委託契約書を理解し正しく運用できる

5. 講師陣

研修機関は、研修内容に関する十分な知識を有する講師候補者の中から、人柄、見識、経験、プレゼンテーション技能等を評価して選抜し、質、人数ともに必要十分な講師陣を確保する。

また、講師の力量が維持されていることを確実にする。

6. 受講者の評価

6.1 研修機関は、次の項目を総合して合否を判定する。

- a) 95%以上の出席率
- b) 筆記試験の正答率 70%以上

6.2 筆記試験

- a) 筆記試験は 4. に規定した 4 つの科目についての理解度を万遍なく問う問題を研修機関が作成し、当該試験問題ないようについて本会の事前承認を得た上で、実施すること。
- b) 筆記試験は研修機関が採点を行うこと。模範回答も研修機関が作成し、採点においては講師によるばらつきが押さえられる仕組みを構築し、運用すること。模範解答についても本会の事前承認を得た上で運用を行うこと。
- c) 筆記試験は 60 分とする。
- d) 筆記試験は、設問数を 20 問以上とし、○×等の択一形式の問題は 30%以下とすること。また、穴埋め等の記述式問題は 60%以下とすること。論述式の問題は 10%以上とすること。
- e) 筆記試験の正答率が低く合格に至らなかった受講者は、別問題による再試験を 1 回に限り受けることができる。再試験は、当初試験を受けた日から 1 年以内に受験しなければならない。
- f) 再試験は、講師又は研修機関の職員の立ち会いの下で実施すること。
- g) 講師は、筆記試験において、受講者が次のものを持ち込むことを許してよい。
 - ア) 研修機関の配付したテキスト等の関係資料
 - イ) 日本語を母国語としない受講者に限って、日本語と母国語の間の言語辞書

7. 教科書/教材及び研修施設

7.1 資料の配付

研修機関は、受講者一人ひとりに、テキスト並びに演習教材を配付すること。

7.2 研修施設

- a) 研修機関は、研修コースを提供するために適切な施設を用意すること。
- b) 研修コースの提供に適切な施設とは、受講者全員が快適に受講できるように次の条件を備えていること。

- ア) 受講者全員を十分に収容できる広さの研修室
- イ) 学習に集中できる環境が整った研修室
- ウ) 理解促進につながる円滑なプレゼンテーション、発表等ができる PC、プロジェクター、インターネット環境等

8. 研修機関の認定、登録、更新

本会は、要件を満たす組織を研修機関として認定し、登録する。登録期間は 3 年間とする。

8.1 認定登録を志望する組織は、認定を申請するにあたって、第 2 項の基本要件を満たしていることを示す書類に加え、以下の書類を本会に提出すること。

- a) 登記事項証明書
- b) 決算書等、過去 3 年間の経営実績を示す書類
- c) 誓約書
- d) その他、本会が必要と判断した書類

8.2 研修機関として認定された組織は、登録及び更新に際して、別途定める費用を本会に支払うものとする。

以上
制定 2015 年 3 月 1 日